

財政は強制獲得経済

岩 永 房 夫

はしがき

この小論の目的は元一橋大学名誉教授（財政学・社会政策担当）故、井藤半彌先生の財政学を粗述したものであり、先生の業績を明らかにすることによって、方法論喪失状態の現今の財政学に反省の一石を投ぜんとするものである。

社会科学と財政学

財政学とは何か。それは財政と呼ばれる社会現象を研究対象とする学問である。

ここで財政学を定義するに先立って、学問とは何かを考察する。

学問とは何か。学問とはある目的のために特に定った知識の体系である。単に知識の集合だけでは学問は成立しない。そこにはある体系乃至基準が必要である。その基準によって同種の知識が集められ、体系づけられてはじめて学問が成立する。特定の観察方法によって観察処理されて生れたものが学問である。学問はまた科学とも言われる。

科学は自然科学と文化科学に区別される。次のような区分もある¹⁾。

apriori なる Rationales に基 磐ずけらるるもの aposteriori なる Irrationales に基
哲學—理性 (Vernunft) に関する
純正数学—純粹直觀 (reine Anschaunng) に関する
純正自然科学—純粹悟性 (reine Verstand) に関する
基礎づけらるるもの—歴史

両者を区別する基準は何か。自然科学は自然あるいは自然現象、例えば天体の運行、植物の成長等のように自然に關係し、原因と結果判断（因果律判断）ができるものである。一方文化科学は人間と社会の關係のように、因果的にも追求出来るが、目的意識が伴うものである。目的意識には価値判断が伴う。人間は価値意識がなくては生きられない。ここから真善美意識が生まれる。ここに文化科学の自然科学にはない複雑さがある。文化科学には次のような学問体系がある。

（哲学・心理学・文学・歴史学・政治学・法律学・経済学・経営学等々）

文化科学はさらに人文科学と社会科学に分類される。人文科学は個体としての人間の営為に関するものであるが、社会科学はマスとしての人間の集団と社会との關係を問題意識とする。歴史学然り、経済学然り。経済学が経済を、歴史学が歴史を研究対象とするように、財政学も財政を研究対象とする。

ところで財政学の特質は「政治学と経済学の境界線上にある。」²⁾ 今日の言葉で言えば財政学は、政治学、経済学その他隣接諸科学の学際研究である。したがって、どこまでが政治学の分野であり、どこまでが経済学の範囲に属するのか判然としない部分がある。今日、財政学の表題をもつ書をひもとくと、その辺の事情が理解される。殊に公共経済学 (The Economics of the Public Sector) なる学問が最近発達してから、上記のような傾向が著しい。卑見では公共経済学はあくまで経済学の分野にあるもので、財政学に似て、非なるものである。ではなぜ公共経済学が恰も財政学の如き觀を呈して、米英両国を中心に発達したであろうか、その辺の事情は後に述べる。しかし公共経済学が財政学に代るような恰好で発達してきたことは、財政学にかなり混乱をもたらしているし、殊にこれから財政学を研究せんと志す学徒に、目標を見失わせる悪作用を及ぼしている。

こうした財政学の今日的状況の中で、財政学を独立の学たらしめんと努力した井藤半彌の足跡は、ますます重要な意味をもっている。

財政学の今日のような混乱を予想してか、井藤半彌は次のように述べている。

「最近の我国の財政学界では、ケインズ経済の流れをくむフィスカル・ポリシーとマルクス主義学派が有力であって、それ以外の旧学派の影がうすくなっている。この新傾向の原理的、また現実的意義を軽視することは、もちろん許されないのであるが、これのみによって、現実の財政現象の分析、運営、批判は不可能である。公共需要充足、公共収支を中心とするいわゆる古典学派も、その現代的意義は決して小となっているとはいえない。いな往時に比してむしろ大となっている。現代のわれわれが解決すべき課題は、数百年の伝統を経て生成した旧学派を母胎として、これに経済学、社会学その他隣接科学の成果をとりいれ、財政学をいかにして近代化するかということである。良いにせよ、悪いにせよ、現実財政の根底にあるものは、旧学派である。

これをもう「古い」等といって、数百年來の成果を不當に低評価するのは、いかがなものであろうか、ことに財政学の独立性を主張するものの眼から見ると、最近の内外学界では、この学問の方法論的反省が、依然として必ずしも十分とはいえないものである。」³⁾

右の論評は昭和37年のものである。いかにも財政学の今日の雑然化現象を見通していた炯眼には今更ながら驚かされる。

財制は強制獲得経済である

では財政学が研究対象とする財政とは如何なる現象をさして言うのか。

左右田博士は言う⁴⁾。

「茲に於て概念構成の実際上の中心問題は、その学問の認識目的は何なりやと言うことに帰する。即ち一学の認識目的が定まり居るにあらざれば其の学の概念は到底決定することを得えない。而して其の学に特有なる概念なくしては其の学は他の学と區別する論理的基礎づけ (Logische Berundung) をなし得ない。」

では財政学を政治学、経済学と區別させ得る概念は何か。井藤半彌は言う。

「財政科学の基礎概念は強制獲得経済である。」⁵⁾

財政は経済即ち獲得経済の一種であるが、その特性は強制である。これは私経済に多くみられるように、関係当事者の自由意志を基礎として営まれる自由経済ではなくて、相手の意志いかんにかかわらず一方的意志に基づいて統制的に営まれる特殊の経済である。財政とは強制的に営まれる獲得経済である。

前節でも述べた如く、財政学は堺界線上の科学であるため、ともすれば他学に埋没あるいは吸収されるような傾向がある。今日の財政学が経済学の一分科である如き觀を呈していることを見れば分る。井藤半彌は財政学がドイツ官房学から発展し、その財政技術論的傾向が強く、学問 (Wissenschaft) より技術 (Technik) 論になり、学としての独立性を失い勝ちな点を案じていたに違いない。

「財政学を独立の一科学たらんとするにはその中心概念を強制獲得経済に求むべきものにて、之を国家収入経済一般となさんとする従来一般の試は、財政を国家収入獲得に関する家計技術論即ち財務行政論として取扱う官房学的立場を脱却し得ない見解である。」⁶⁾と言っている。勿論財政の立脚点は経済である。それは財政を公共家計 (öffentlicher Haushalt) 国家家計 (Staatshaushalt) または国家経済 (Staatswirtschaft) と言うことからも分かる。しかしそれだけでは財政概念は明らかにならない。財政がほかのものとは違うもの、単なる家計や経済とは異なるもの、これがなければ財政とは言えないものが必要である。それが強制獲得経済概念である。井藤半彌は更に次の如く述べる。

「國家の経済という事実に基づいて、財政学という独自の科学が成立するのではない。

逆に国家経済に強制獲得経済という独自の要素が多分に認められるがゆえに、国家生活が財政学上の問題となる。財政とは国家の経済であるという立場より出発する学説は、この関係を顛倒する。」⁷⁾国家の経済が私経済と全く同一または類似の原理、例えば双方とも自由交換原理によって支配されるものであるならば、国民経済学や経営学以外に、独自の科学として財政学を認めるべき余地はない。財政学に独立性が発生するのではなくて、財政学の基本概念たる強制獲得経済を具象する代表的形態が、歴史的にみて強制団体たる国家および

地方団体でまず発生し、またここに栄えたというにすぎない。

強制概念の由来

井藤半彌のこの強制概念がどこから得られたかは氏の著書には、はっきり書いていない。しかし、英語は勿論、独、仏、伊語の原著を読了した該博な知識と、財政学を歴史概念によって把握せんとする意欲から、中世教会経済を研究したその成果に基づくものではなかっただろうか。直接の影響と言えば、ドイツ官房学を整理し、財政学への橋渡しをしたラウ (K. H. Rau) を師と仰ぐアドルフ・ワグナー (Adolf Wagner) の影響ではなかっただろうか。ワグナーの学説によれば、

「財政学とは一国家又は公共（自治）団体が強制協同経済としてのその職分に必要な物財（殊に貨幣）の調達及使用のために営む科学である」(Wagner, Finanz wissenschaft, 1, Teil, 3, Aufl, 1883, S. 7 ff.) である。ワグナーのこの説は井藤半彌の著書に引用してあるので⁸⁾、井藤半彌の強制獲得経済概念がワグナーに由来するとしても、あながち牽強付会ではなかろう。

近代財政学

アドルフ・ワグナーは財政学の中興の祖とも仰ぐべき学者である。近代財政学は一応彼によって完成された。

井藤半彌は言う。「官房学を近代財政学の父というならば、フィジオクラシーや英仏古典派経済学はその母である。」⁹⁾

財政学の父官房学は国家家計の経営という単位経済の立場から財政事象を扱い、今日の言葉で言えば官房学は国家私経済学又は国家経営学の性質を有しておった。然るにフランス、フィジオクラシー及びイギリス古典派経済学では、ドイツのこの傾向とは異なり、財政、殊に課税を、一の国民経済、社会経済現象として観察し、課税や公債の償還等が国民経済社会に如何なる影響を及

ぼすかという客観的理論の構成に力を注いでいたのである。

故に19世紀の初、この英仏経済学の思潮がドイツに流入した時、ドイツ官房学は経済学者、殊にラウ (K. H. Rau. Ueber die Kameralwissenschaft. 1825) により整理純化されることになり、先づその私経済的、技術的部分は除去され、残余の公的政治的経済の部分が国民経済学、国民経済政策、および財政学の三部門に分割された。言うなれば財政学の骨格をドイツ官房学が、血肉の部分を英仏経済学が提供したと言えよう。

このような財政学の理論的背景がイギリス経済学にあり、第二次大戦後世界経済の中心がアメリカに移るとともに、財政学が徐々にアメリカナイズされた。更に世界的経済危機が深化し資本主義経済の価格メカニズムがうまく作動しなくなり、所謂市場の失敗 (market failure) の部分が大きくなるにつれて、それが、公的部門の登場をうながし、その部門を研究対象とする学が形成された。それが公共経済学 (Public sector Economics) である。しかしそれは先にも述べた如く、あくまでも経済学であって、財政学ではないことをここにはつきりさせておかねばならない。

目的論的財政学の提唱

井藤半彌は財政学を一個の独立せる社会科学として確立したばかりではない。百尺竿頭一步を進めて財政学を政策の学として定置しようと努力した。財政学が国家の学と言われるところから、時事解説風になることに警告を発して次の如く言う。目的論的財政学を提唱する理由は、

「これによって財政学が実践科学であり、又あるべきであるという伝統をまもると共に、他方に於て、正統学派の人々が陥ったような安易な便宜論、事務論に墮する危険を防止し、財政現象を原理的に一般形式を述べるつもりである。」¹⁰⁾

目的論によって社会現象を処理するということは、社会現象の政策論的把握ということである。政策論というと一般に理論の応用といわれている。はたし

てそうであろうか。政策論は理論の单なる応用ではない，そのことを説明するために政策論の形式である目的論を理論の形式である因果論と比較して説明して行こう。

井藤財政学には時折，哲学用語が用いられるが，氏が哲学ににも一方ならぬ造詣が深かったことが著書の行間から読みとれる。その哲学もドイツ新カン学派リッカートの所論によっていることが，財政学の基礎論として左右田喜一郎博士の「経済哲学の諸問題」を引用しているところから理解される。ここに述べる目的論と因果論の関係も，井藤財政哲学の一端を物語るものである。さらに氏の哲学解釈の特色は，哲学を難渋極まる学々風に説くのではなく，市井の凡人に分り易く説明する所にあった。これは単えに井藤半彌の人格の然らしめるところであった。学問には厳格な師であったが，一度学問を離れると「イトハン」の愛称で学生の面倒見がよく親しみのもてる気さくな学者であった。

ところで因果論の方法では，世の中の事象を単に存在するものとして取扱う。何かの事柄を原因に対する結果として把握する。これに対して目的論の方法では，事象を何かによって意欲されたものとして取扱い，目的に対する手段として把握する。例えば物価の騰貴は通貨の膨脹にあるという場合には，通貨膨脹と物価騰貴という両者を，原因と結果，即ち因果関係の範疇で把握するものである。ところが物価騰貴という現象を，目的と手段，即ち目的論の範疇で処理する場合はどうかというと，「国家が商工業者を救済するために物価を騰貴せしめた」と見るような場合であって，これは物価騰貴ということを，それを手段とする目的に関連させて説明するものである。我々がよく口にする「何故に」という問にはその原因を問う場合と，その目的を問う場合があることに注意しなければならない。

この因果論，目的論の解説に関して次にあげる事例は，井藤博士の面目躍如たるものがある。

「例えば，一時さかんに問題とされた小説や映画に『何が彼女をそうさせたか』というのがあった。その内容は，社会的に種々の不幸を重ねた一少女が放火犯をおかすような経過を述べたものである。何故に彼女は放火したか。こ

れに対する答として『彼女は報復をするため』等というときは、放火を目的論的に取扱うものであり、またこの小説の著者の説くように『社会的環境が放火をあえてするに至らしめた』というときは、これを因果論的に取扱うことになる。これによって目的論と因果論の相違が明らかとなったことと思う。】¹¹⁾

目的論の主体

要するに因果論では事象を単に存在するものとして把握し、目的論ではそれが何かによって意欲されたもの、要求されたものとして把握する。随って因果論では目的論の場合と異なり、それを意欲する意志の主体を構想しなければならない。この主体は論理上の帰属点であり、目的論における一つの形式的要素である。

ところで目的論は事象を目的手段の範疇で把握するのであるが、この目的論関係は、単純に孤立的に、他の目的と無関係に存在するものではなく、その間に上下の階段関係がある。下位の目的論の目的は、上位の目的論関係における手段となる。こうして下位のものより上位のものへと、目的手段、の関係の連鎖をたどるときは、その内のある一つの環の目的論の目的の実現は、より高位の目的論に対するときは手段となるのであるが、より低位のものに対するときは、この目的論における手段は、低位の目的論における目的となる。何かの目的論的総体はつねに最高の目的を中心として統一体系を構成するものであり、総体内の多くの目的論の連鎖はこれから出発する。

目的論は事象を目的に対する手段という範疇で把握する。ところが、ある特定の目的達成のための手段となるものは必ずしも一でない。またある特定の事象は必ず常に一の目的達成に役立つものではなくて、種々異った目的のための手段となる。Aという目的達成のための手段として、甲、乙、丙、丁、などがあると共に、甲という手段は、目的AのほかにB、C、Dなどの目的のためにも手段となり得る。例えば営利という特定の目的達成の手段として、物品販売もあれば競馬もある。また競馬という手段は、営利という目的に対する手段と

共に、馬種改良という目的達成のための手段ともなる。この意味で目的手段につき競合現象が起こる。

目的論的判断

つぎに目的論における目的と手段の関係、及び目的論的判断の性質について述べる。まず目的について言うと、ある特定の目的からして必然的に、ある特定の手段が発生するのではない。例えば宮利という目的概念の内に、競馬という手段概念が必然的に包括されるものではない。競馬はその手段たるにとどまり、それ以外のものも手段たり得る。宮利と競馬との間に常に必然的関係があるのではない。因果論では、Aという作用又は結果に対する原因は常に甲であり、ただ一つの必然的関係を求めるのに反して、目的論では目的Aに対して数個手段があり得る。そこで目的論における主体が数個の手段のうちの何れが最も大なる価値を有するかを判断し、その最大のものを選ぶのである。

この判断は、手段となる事象が特定目的の達成に役立つかどうか、又如何なる程度で、ということを決定する作用であり、この判断は目的を中心として行われる。随って目的がなければ、目的判断はあり得ない。手段となる事象に価値を与えるものは目的である。

価値の同質化

異種の目的に照らして評定する手段の価値は、常に異質のものであり、その目的論的性質も異種のものとなる。同種の目的に照らす場合に限り、事象の目的論的性質は同質となるものであり、同質の場合に限り、同じ目的に対する多くの手段の価値を比較することが出来る。例えはある主体の快楽という目的を達成する手段としてのスポーツの価値と、その人の健康という目的達成のためのスポーツの価値とは比較し得ない。しかしながら、その人の快楽としての飲酒と、快楽としてのスポーツの価値は、両者共に快楽価値という同質のもので

あるからして比較ができる。異種の価値を比較するには、両者の目的の何れかに高い地位を与え、この立場から両者の価値を評定するか、或は又両者の目的を包括する、より高い目的に照らして前とは異った価値を求め、両者を等質化しなければならない。

目的論的判断で考慮すべきものは、ある積極的価値（利）のほかに、消極的価値（害）があることである。同一のものでも目的を異にすれば、或は積極的価値があり、或は消極的価値があることになるから、同一事象に対する異った目的から見た利害得失を、そのままの形で比較することも不可能である。このような場合にも、前と同じ方法で両者の価値の等質化をはからなければならない。例えば、甲乙二種の病気に悩む人に対して、ある特殊の療法を加えることは、甲の病に対しては積極的価値があるが、乙の病には消極的価値があるとき、この療法の採否を決定するには、この療法が両病に及ぼす結果を、その人の健康という、より高い目的に照らして判断しなければならない。また例えば婦女子労働制度は、生産高の増進という経済的目的からいうと価値があるが、女性の健康という目的からいうと害がある。この両者は経済と健康という異種の目的の下における二つの目的論的性質のものであるから、両者はそのままの形では比較できないが、これを社会生活または国家生活の発展という、より高い目的に照らすときは、両者は等質化される。この場合に婦女子労働制度に伴う積極的価値と消極的価値は、社会生活の目的に照らして評量され、この政策をとるべきかどうか、ということが決定される。

手 段 の 制 限

一般に何かの事象が手段となるには、そのものがある目的達成に充当して積極的価値があるものでなければならないが、この場合に積極的価値のみならず、これと共に、この手段を調達するに当って伴う消極的価値も、あはせて考えなければならない。もし後者が前者より大な場合には、その手段の調達を行ってはならぬものであり、その手段を目的達成のために充当化することも現実

化されない。簡単にいうと、価値の余剰がある場合に限り、又余剰の消滅しない限度まで、手段の調達が実行される可能性がある。両者を比較して両価値が等しい場合、または消極的価値が積極的価値より大なる場合には、手段の調達は行われない。

手段の目的への充当は、余剰のある限り、即ち相対的限度に達する点まで現実化される可能性がある。この余剰は、積極的価値より消極的価値を控除した部分である。この余剰を判定するためには、この二つの価値は等質のもの、同じ目的に照らされたものでなければならない。例えば、国家が貨幣を調達使用する場合に、国家の目的に照らして余剰がある場合に限り、またその限度まで実行される。

この場合に比較するべきものは、貨幣調達に伴う国家目的の喪失の程度と、貨幣の使用によって実現されるべき国家目的の達成の程度である。

目的論の諸原則

井藤半彌は以上のような目的論の構成を経て、いよいよ財政学へ目的論を導入する。そして目的論から派生する原則を導き出す。

「目的論の原則」とは目的論的判断を最合理的に行わしめる規範である。それは最大の余剰を獲得すること、最小の費用 = 消極的価値を以て最大の利用 = 積極的価値を得る場合であり、目的の最大限の達成を表示するものである。これを最大余剰原則または最大目的原則という。一定の目的論関係の下に於ける凡ゆる利用と費用との関係を総括するものであり、あらゆる目的内容に適用される純形式的一般原則である。この一般原則から種々の小原則が派生する。

- (1) 最大目的原則に合する手段の適用とは、手段の適用が手段単位の相対的利用遞減の順序に基づいて行われることである。これを最大利用原則という。
- (2) 最大目的原則に合する手段の調達とは、手段の調達が手段単位の相対的費用遞増の順序に基づいて行われることである。これを最小費用原則という。
- (3) 手段調達の限界は、相対的最大費用が相対的最小利用により償はれなく

なる点である。即ち限界費用と限界利用が一致する点である。

同一の手段は種々異なった目的のために要求され、しかも手段の量に限度があるから、目的の競合という現象が起こる。目的の競合がある場合には、これらの諸目的をより上位の目的に帰属させてまず目的を等質化し、それから後、各個の目的が制限ある手段によって、それぞれ如何なる程度まで達成されるべきか、ということが問題とされる。この場合には既述の最大利用原則より当然次の原則が生まれる。

即ち異なった諸目的に充当される手段単位の限界利用を均等ならしめることである。これを限界利用均等原則といふ。

同一の目的達成のための調達についても種々の方法があり、手段調達にも競合現象が起る。この場合にとるべき原則は、多くの手段の調達に伴う限界費用を均等ならしめることである。これを限界費用均等原則といふ。

この二原則を総合すると、結局つぎの原則が生まれる。こうして均等化された限界利用と限界費用とを均等化させることである。

井藤財政学の先見性

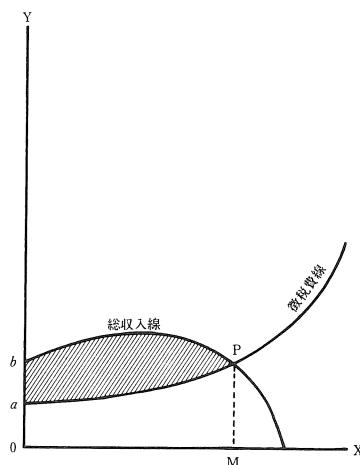
井藤半彌財政学の底の深さと先見の明には今更ながら驚かざる得ない。近時のアメリカ財政学で、レーガノミックスの発火点ともなったラッファ・カーブが、もう50年も昔の井藤半彌の著書に既に祖述されている。煩をいとわず原著（昭和6年、財政学原理）より引用する。

租税経済は現代社会に於ける代表的財政形態である。併しながら之も財政自体の内面的事情および外来的、基幹的事情にしたがって転化すべきものであろう。近来世界各国における公債の累増、微税の困難等は何れも租税経済の行きずまりの一徵候と解すべきである。

外来的、基幹的事情については純粹財政学という末梢科学に於て直接取扱うこととは暫く措き、ここでは租税経済自体の内面的進化についてのみ考察する。

土地に収穫遞減の法則が行わるる如く、租税経済の発展にも限界がある。新

税の賦課税率の引上、累進税の適用、増税其他一般租税施設が拡張するも、人民の間に合法的、非合法的方法による租税回避の傾向は自然に増大し、之がために租税施設各単位に対する徴税費は遞増し、総収入は遞減の傾向を示し、かくて各単位に対する純収入は遞減する。一単位の租税施設に対する徴税費用の高と総収入高とが一致する点即ち最大税収点に達する時は租税経済はその発展の限界に到達したものにて、此点を越えて租税施設を拡張する時は、租税純収入も漸減する。即ち最大税収点に近づくに伴い租税純収入は漸次、相対的減少の傾向を示すが、併し絶対的には増加し、此点に到達した後は租税純収入は相対的に絶対的にも遞減する傾向を示すのである。一之を假に租税純収入遞減の法則と命名する一即ち租税経済は此点を以てその発展の最大限となすものである。之を図解すれば



OX は租税施設を表わし、 OY に並行する垂直線は租税施設各単位に対する税収入及び徴税費を示す。 abp の面積は租税施設を最大税収点まで拡張した場合の純収入を表す。総収入は国民経済の擔税能力を限度となし之に限界があるため、租税単位一単位に対する総収入高は結局零となる。したがって総収入線は OX 線と交叉する。之に反し徴税費は無限に増大する。総収入線と徴税費線

との交叉点より OY 線に並行に引く垂直線 PM の OX 線と交叉する点即ち M が最大税収点である。

財政学の最近の傾向

マルクス主義に依拠するものを除き、所謂近代経済学を理論内容とする最近の財政学書がステロタイプ化してみな同じ顔に見えるのは何故であろう。恐らくそれは厚生経済学の影響によるものであろう。厚生 (Welfare) という心理的要因に依拠する限り、経済の心理解釈的分析傾向は避けられないであろう。左右田博士はそうした傾向を左のように論断しておられる。

「余は上来論ずる所に顧れば経済学は断じて自然科学に属しないと信ずる。当代の先進シュモラーは其の壯時の極端な主張を緩和して遂には “der Drang aller Wissenschaft, mit der Zeit möglichst deduktiv zu werden” と言うことを力説して我が経済学の最終の目的亦当さに然るべしと説いて居る。此の主張が論敵カール・メンガーの所謂 Theoretische Nationalökonomie の建設に相当するものなることは言うを俟たぬが、両者共に此くして成立すべき学問が正当に学の論理上の性質より見て höchstens『経済心理学』と命名せらるべきして、而かもその学問の体系上自然科学としての心理学の一部をなし、最早経済学の範囲内にあらざる理を悟らざるに撥を一にして居る。」¹²⁾

「此の殆んど凡々の経済学者の論に向って余は簡単なる一問を發したい。もし之が経済学の終極の認識目的なりとするならば、経済学は要するに一自然科学としての心理学に攝取せられて、何處に経済学独自の、之によりて学として独立すると得る das endgültige Erkenntnisziel があるかと。余は不幸にして心理学以外に経済学を独立の学として論理上の根基を与ふべき認識目的なくして、何故に自然科学の外に又は其の中に経済学に独立の位置を与へ得べきかの理由を觀取するを得ぬ。」¹³⁾

更に最近の財政学の傾向として数式の羅列が眼につく。シュンペータは数学の利用を「オモチャの鉄砲」と茶化した。一方、サムエルソンは「数学は言葉

である」と言って数式を並べたてて憚らなかったと言う。

佐和隆光氏がアメリカ経済学会の報告の中で、ある銀行家が、「近頃経済学者は何やら仲間内の陰語でしか話し出来ないらしい」と言った事を引用して、経済学への数学の多用を諫めておられたが、財政学はその悪弊が更にひどいような気がする。

シュンペータのように数学を鼻から拒否する勇気はないが、さりとてやたらと数式を並べ立てる近来の風潮はいかがなものであろうか。

経済学や財政学の如き社会科学は数式にはなじまないという積りは毫もないが、数式が表現出来るものは、あくまで量であって質ではない。したがって内容の質的変化は数式では把握出来ないと思う。尤もマルクスは「量より質への転化」と言い、社会変動の要因をそこに見たように思えるが、それはヘーゲルの弁証法 (dialektik) における正、反、合の別表現ではなかったか。確かに戦後我国の場合、高度成長期を経て、国民総生産（量）が倍増し社会各層が何となく変質したかに見えるがその変質は必ずしも経済量の変動ばかりに起因するものではなかろう。

兎角最近の財政学書に見られる数式による表現は行過ぎだと思うのは筆者ばかりではなかろう。数式の使用者は、その限界を知ってのことであろうか。

井藤財政学と経費問題

最近の近経学派による財政学のテキストは、先ず国民経済の公的部門 (public sector) と私的部門 (private sector) への二分割の叙述に始めて、すぐ国家経費の分析に移る。それに反し井藤半彌の財政学は、一連の著作を通じて租税についての叙述が多く、経費についてはそれとは不釣合に少ない。

アドルフ・ワグナーは経費膨脹法則を次のように述べている。

「進歩した文明諸国において中央および地方政府の活動は、恒常的に拡大する。この拡大は外延的 (extensiv) であり、内包的 (intensiv) である。即ち国家と地方は、新しい任務を取上げると同時に、旧来のものを一層拡大する。」¹⁴⁾

該博な井藤博士がワグナーのこの発言を読まなかったとは思えない。しかし事実、井藤半彌の経費論に対する見解は消極的である。このあたりの事情をある論者は次のように批判する。

「財政の機能の多様化と重みに関連させて井藤財政学がなによりも問題とされることは、『強制獲得経済』の基本概念をとることによって、国家経費面の分析を原則的に財政学研究対象の外に出てしまっていることである。

国家の強制的方法による収入の獲得行為が財政学の対象となるべきであり、国家経費は、この強制的収入獲得行為にかかわる限りにいおてのみ考究されるにすぎない。」¹⁵⁾

「財政学原理」を起点として「租税原則の構造と生成」「財政学総論」「財政学」「租税論」「地方財政学総論」等々広範な研究活動の中にあって、経費論が日の眼を見なかったということは、学界にとっても惜しまれることである。尤も財政の国民経済的役割が今日ほど多様化し、財政の影響力が小さかった井藤半彌の時代を思えば、ないものねだりをしているとも思えなくもない。

参 照 文 献

- 1) 左右田喜一郎「経済哲学の諸問題」91頁
- 2) Hugh Dalton, *Principles of Public Finance*.
- 3) 井藤半彌「財政学総論」1頁
- 4) 左右田喜一郎、前掲書、86頁
- 5) 井藤半彌「財政学原理」50頁
- 6) 前掲書、59頁
- 7) 井藤半彌「財政学総論」53頁
- 8) 井藤半彌「財政学原理」18頁
- 9) 井藤半彌「財政学総論」3頁
- 10) 井藤半彌「財政学原理」14頁
- 11) 井藤半彌「財政学基本原理」17頁
- 12) 13) 左右田喜一郎、前掲書、96-97頁
- 14) ワグナー「財政学の基礎」第三版
- 15) 大川政三著「財政学を築いた人々」579頁